

平成28年9月亀山市議会定例会提出議案

条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第52号 亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第53号 亀山市空家等対策の推進に関する条例・・・・・・・・	3
議案第54号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選 挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の 一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第55号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第56号 亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一 部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第57号 亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条 例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

件名	亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>現在、職員を派遣している三泗鈴亀農業共済事務組合を含む農業共済組合等については、農業共済事業の一層の合理的で効果的な運営を目的に、平成29年度から1つの農業共済組合（特定組合）として組織整備されることとなりました。</p> <p>こうした中で、新組織発足後も、当該組合の業務に専ら従事させるために職員を派遣する必要があることから、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとします。 <第1条関係></p> <p>(2) 任命権者は、規則で定める団体（三重県農業共済組合）との間の取決めに基づき、職員を派遣することができるものとします。また、派遣対象外とする職員及び職員派遣に当たって合意しておくべき事項について定めま す。 <第2条関係></p> <p>(3) 派遣職員を職務に復帰させなければならない場合について定めます。 <第3条関係></p> <p>(4) 企業職員を除く派遣職員に支給することができる給与について定めま す。 <第4条関係></p> <p>(5) 職員派遣後職務に復帰した職員の給与に関する条例の特例について定め ます。 <第5条関係></p> <p>(6) 派遣職員が職務に復帰した場合における処遇について定めます。 <第6条関係></p> <p>(7) 企業職員である派遣職員に支給することができる給与の種類について定 めま す。 <第7条関係></p> <p>(8) 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体におけ る処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長</p>		

に報告しなければならないこととします。 <第8条関係>

(9) この条例に定めるもののほか、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項は、規則で定めます。 <第9条関係>

3 その他

施行日は、平成29年4月1日とします。

※「特定組合」とは、農業共済組合連合会の権利義務を承継した農業共済組合をいいます。（農業災害補償法第53条の2第4項）

件名	亀山市空家等対策の推進に関する条例	建設部 営繕住宅室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>近年、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。</p> <p>このような状況の下、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）が平成26年11月27日に公布され、平成27年5月26日から全面施行されました。</p> <p>こうした中、市内の空家等の実情に鑑み、法に定めるもののほか、管理不全状態の空家等に対する措置や緊急安全措置を講ずるなど、当市の空家等に関する対策をより効果的に推進するため、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) この条例は、空家等に関する対策の推進に関し、基本理念を定め、市、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」といいます。）及び市民の責務を明らかにするとともに、法に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とします。 <第1条関係></p> <p>(2) この条例における用語の意義を定めます。 <第2条関係></p> <p>(3) この条例の基本理念について定めます。 <第3条関係></p> <p>(4) 市、空家等の所有者等及び市民の責務について定めます。 <第4条から第6条まで関係></p> <p>(5) 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法の規定に基づき亀山市空家等対策計画を定めるものとします。 <第7条関係></p> <p>(6) 法の規定に基づき亀山市空家等対策協議会（以下「協議会」といいます。）を置くこととし、協議会において協議する事項並びに協議会の委員の人数及び任期を定めます。 <第8条関係></p>		

(7) 市長は、協議会の意見を聴き、特定空家等又は管理不全状態の空家等を認定するものとします。 <第9条関係>

(8) 市長は、管理不全状態の空家等の所有者等に対し、改善に必要な措置をとるよう助言又は指導をし、並びに勧告することができることとします。

<第10条関係>

(9) 市長は、緊急安全措置として、空家等が人の生命若しくは身体に対する危害等を及ぼし、又はそのおそれがあり、かつ、公共の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、必要最小限度の措置を講ずることができることとします。 <第11条関係>

(10) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 <第12条関係>

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。

(2) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を改正し、亀山市空家等対策協議会委員の報酬及び旅費を次のとおり定めることとします。

報酬の額	日額 7, 100円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

※「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。（法第2条第2項）

件 名	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会 事 務 局
-----	---	------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号。以下「改正令」といいます。）により公職選挙法施行令が改正され、改正令の施行日以後その期日を公示され、又は告示される衆議院議員及び参議院議員の選挙から、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額（以下「限度額」といいます。）が引き上げられました。

このことから、改正令による限度額の改定に準じ、亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における限度額を改定するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 選挙運動用ビラの作成に係る限度額を引き上げることとします。

＜第2条及び第6条関係＞

	現行	改正後
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価	7円30銭	7円51銭

(2) 選挙運動用自動車の使用に係る限度額を引き上げることとします。

＜第4条関係＞

	現行	改正後
選挙運動用自動車の借入れ (使用された各日につき)	15,300円	15,800円
選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(1日当たり)	7,350円	7,560円

(3) 選挙運動用ポスターの作成に係る限度額を引き上げることとします。

＜第5条関係＞

	現行	改正後
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価	(510円48銭 × 掲示場の数 + 301,875円) ÷ 掲示場の数	(525円6銭 × 掲示場の数 + 310,500円) ÷ 掲示場の数

3 その他

施行日は、公布の日とします。

<p>件 名</p>	<p>亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例</p>	<p>健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>現在、川崎小学校区には放課後児童クラブが設置されていますが、川崎小学校の児童数は増加傾向にあり、保護者を対象としたアンケート調査の結果においても放課後児童クラブの利用ニーズは高まっています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、川崎小学校校舎改築工事1期工事（平成29年3月完成予定）において、新校舎の一部に定員をおおむね80人（2つの支援の単位に分けます。）とする放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）市が新たに設置する放課後児童クラブの名称、位置及び定員を定めるとともに、別表の整理を行います。 <第2条及び別表第1関係></p> <p>ア 名称 川崎小学校区放課後児童クラブ</p> <p>イ 位置 亀山市能褒野町77番地22</p> <p>ウ 定員 おおむね80人</p> <p>（2）川崎小学校区放課後児童クラブの開所時間を定めます。 <第5条関係></p> <p>3 その他</p> <p>（1）施行日は、平成29年4月1日とします。</p> <p>（2）川崎小学校区放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとします。</p>		

件名	亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例	市民文化 地域づくり支援室
----	-------------------------------	------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成28年4月に関北部地区まちづくり協議会が設立され、亀山市関町北部ふれあい交流センター（以下「センター」といいます。）については、地域活動の拠点施設としての役割が高まっています。

こうした中で、地域のより自主的な活動を推進するため、現在、市が直営で行っていますセンターの管理について、平成29年度から指定管理者制度の導入を図ることから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) センターの管理を指定管理者に行わせることとします。

＜新条例第3条関係＞

(2) 指定管理者が行う業務は、次のとおりとします。

＜新条例第4条関係＞

ア センターの施設の使用の許可に関する業務

イ センターの維持管理に関する業務

ウ その他市長が必要と認める業務

(3) 指定管理者の管理の基準として、センターの開館時間及び休館日を定めます。

＜新条例第5条及び第6条関係＞

(4) センターの管理を行うために必要な規定（使用の許可、使用の制限等）について、権限の主体を市長から指定管理者に改めます。

＜新条例第7条、第8条、第10条、第11条、第15条及び第18条関係＞

3 その他

(1) 施行日は、平成29年4月1日とします。

(2) センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとします。

件名	亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	建設部 用地管理室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）により、電気事業法及びガス事業法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>改正前の電気事業法第2条第1項第10号において規定されていた「電気事業者」が、改正後の同法第2条第1項第17号で規定され、また、改正前のガス事業法第2条第11項において規定されていた「ガス事業者」が、改正後の同法第2条第12項で規定されたことにより、本条例で引用する条項の整備を行います。 <第3条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。ただし、ガス事業法を引用する条項の整備に係る改正規定の施行日は、平成29年4月1日とします。</p>		